

公営住宅 入居者募集

■申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入の上、下記書類を添付しお申し込みください。

～添付書類～

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

■申込締切 2月12日(金)

■その他

- ・希望者が重複した場合は、選考委員会にて入居の可否が決定されます。
- ・入居が決定した場合、町内在住の所得のある方2名の連帯保証人（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎56-2111
(内線245・246)

鬼鹿支所 ☎57-1111

達布支所 ☎58-1111

■公営住宅

■第2旭団地(旭町3)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S42建築 (H4改善)	2DK (平屋建)	43.5㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	9,500円～14,200円 近傍同種家賃:28,900円(注)
②S43建築 (H2改善)	2DK (平屋建)	47.1㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	9,700円～14,400円 近傍同種家賃:25,900円(注)
③S44建築 (H3改善)	2DK (平屋建)	41.8㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	9,000円～13,400円 近傍同種家賃:26,600円(注)
④S46建築 (H5改善)	2DK (平屋建)	49.7㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	11,200円～16,800円 近傍同種家賃:30,900円(注)
⑤S46建築 (H5改善)	3DK (平屋建)	56.3㎡	2戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	12,700円～19,000円 近傍同種家賃:30,900円(注)

■新町団地(新町2)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S54建築	3DK (2階建)	67.4㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	15,700円～23,400円 近傍同種家賃:28,200円(注)
②S55建築	3DK (2階建)	68.8㎡	5戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	16,300円～24,200円 近傍同種家賃:30,600円(注)
③S58建築	3LDK (2階建)	67.6㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	17,500円～26,100円 近傍同種家賃:36,800円(注)

■旭団地(旭町1)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S63建築	3LDK (2階建)	67.6㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 設置済	19,700円～29,400円 近傍同種家賃:37,500円(注)

■緑風団地(鬼鹿田代)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S51建築 (H23改善)	3DK (平屋建)	51.3㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	8,400円～12,500円 近傍同種家賃:69,800円(注)

■高台団地(鬼鹿港町)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S59建築	3LDK (2階建)	67.6㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	15,900円～23,700円 近傍同種家賃:36,700円(注)

■温寧団地(鬼鹿田代)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①H6建築	3LDK (2階建)	69.1㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	20,300円～30,200円 近傍同種家賃:65,500円(注)

注) 近傍同種家賃とは、町営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ入居収入基準を超える所得となった世帯が支払うこととなる家賃の上限額です。

- ・入居資格は、現に住宅に困窮し、収入基準月額が原則として15万8千円を超えず、申込者及び同居者が暴力団員でない世帯が対象となっています。（全員が60歳以上の世帯や本人が障がい者または同居者に障がい者や就学前の幼児等がいる場合等は緩和されます）
- ・トイレはすべて水洗化されています。
- ・家賃は家族構成や収入によって変動します。
- ・町税及び町使用料の滞納がある方は、完納の上お申し込み願います。

■特公賃(単身者)住宅 ※45歳未満の独身または単身者(単身赴任等)入居可

■学園団地オニィー(鬼鹿港町)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①H7建築	1LDK	49.9㎡	2戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	27,000円
②H9建築	1LDK	49.9㎡	2戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	29,000円

■町有住宅(入居資格等の詳細についてはお問い合わせください)

※町有住宅は、消防鬼鹿支署裏(鬼鹿港町)があります。詳しくはお問い合わせください。
※家賃は家族構成や収入により変動します。
※建築年度が古いため、入居申請時に必ず住宅を確認の上、申請願います。

「ごみ袋購入助成券」の受領・ごみ袋の引換はお済みですか？

現在発行している「ごみ袋購入助成券」は、3月末で使用期間が満了します。

まだ助成券の交付を受けていない方や、商店でごみ袋と引き換えをしていない方は、生活環境課環境衛生係や各支所で助成券の交付を受け、今年度中に商店でごみ袋と引き換えをするようにしてください。



野良猫にはエサを絶対に与えないでください！

野良猫にエサを与えると、エサを与えた人が野良猫の飼い主とみなされ、適正な飼養義務を課せられる場合があります。

野良猫にエサを与える行為は、野良猫を増やす原因にもつながり、近隣とのトラブルの原因にもなります。これ以上、かわいそうな野良猫を増やさないためにも、野良猫には絶対にエサを与えないでください。